

病気やケガで就労困難状態になった場合に 収入の減少をサポートする保険

「生きる」を創る。

Aflac

働くあなたを支える

アフラックの 休職保険

休職しても、
今の生活を変えないための
収入減少への備え

特長

1

お給料のように

毎月受け取れる給付金

病気やケガで休職(就労困難状態)が31日以上継続(*)したとき、
毎月給付金をお支払いします

(*)有給休暇の取得期間中も含まれます

特長

2

お手頃な保険料

保険期間を1年とすることで、お手頃な保険料水準を実現！
収入減少に備えたい期間だけ保障を準備できます(最長70歳まで)

特長

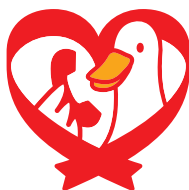
3

わかりやすい支払条件

勤務先による休職証明と医師による在宅療養の指示により
給付金をお支払いします

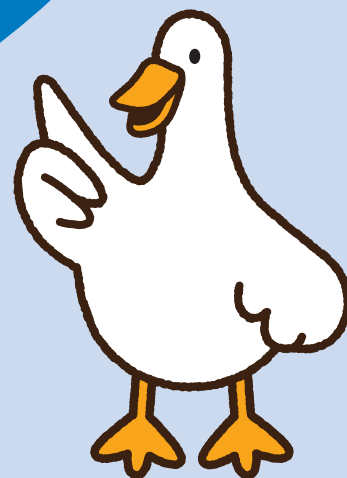
さらに

病気やケガの治療、
メンタルヘルス、
公的保障などに関する**悩み**などを
幅広くサポートします。



——ダックの——
**カウンセリング
サービス**

サービス提供事業者：
(株)法研、(株)ウェルネス医療情報センター



No.1

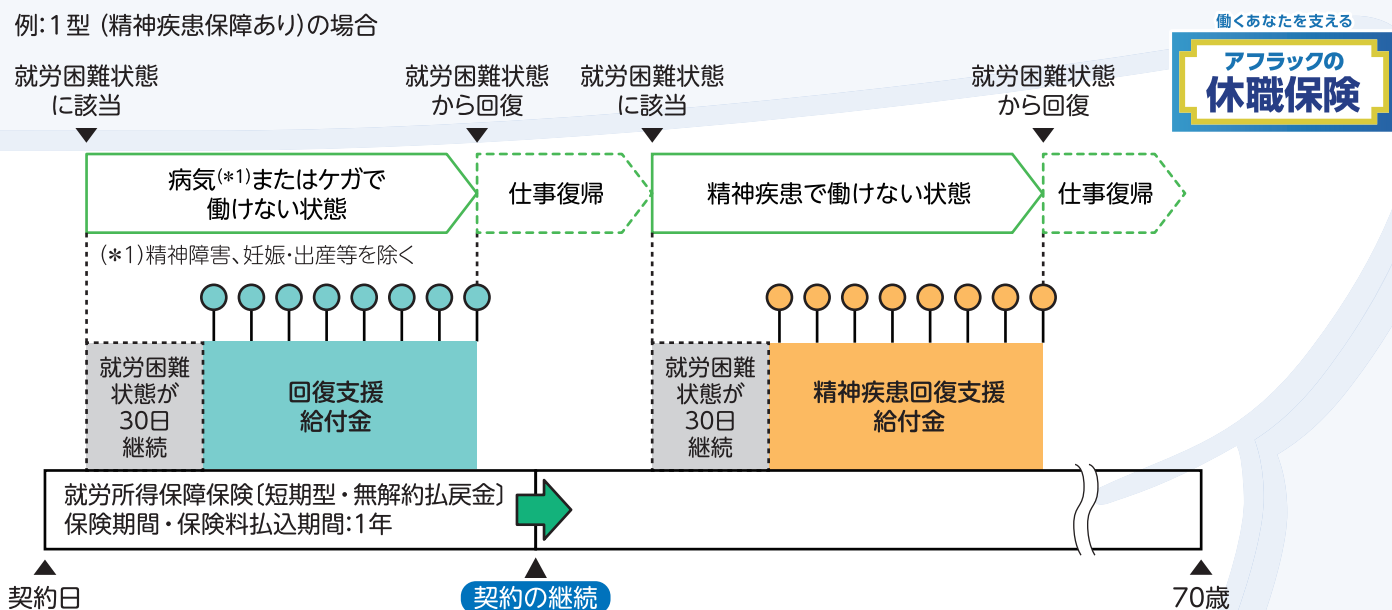


アフラック
がん保険・医療保険
保有契約件数

令和3年版 インシュアランス生命保険統計号

仕組図（保障内容）

例：1型（精神疾患保障あり）の場合



保障内容の型		給付金名称	支払事由	支払限度
1 型	2 型	回復支援給付金	①第1回の給付金 病気(精神障害、妊娠・出産等を除く)やケガで就労困難状態に該当し、その状態が30日をこえて継続したとき ②第2回～第12回の給付金 支払基準日(*2)に、直前の支払基準日から①の就労困難状態が継続しているとき	同一の就労困難状態について：12回 通算：60回
		精神疾患回復支援給付金	①第1回の給付金 精神疾患で就労困難状態に該当し、その状態が30日をこえて継続したとき ②第2回～第12回の給付金 支払基準日(*2)に、直前の支払基準日から①の就労困難状態が継続しているとき	通算：12回

(*2) 第1回は支払事由に該当した日、第2回以後はその後の月単位の応当日のことをいいます(応当日のない月については、その月の末日を応当日とします)。

※就労困難状態の詳細については、「契約概要」などをご確認ください。

商品概要・取扱規程

販 売 名 称	アフラックの休職保険
保険期間・保険料払込期間	1年
解 約 払 戻 金	なし
契 約 者 配 当 金	なし
契 約 可 能 年 齢	満18歳～満65歳

保 障 内 容 の 型	1 型 / 2 型
給 付 金 月 額 の 範 囲	回復支援給付金 5万円～40万円
	精神疾患回復支援給付金 5万円～20万円 ※契約限度などについてはお問い合わせください。

※最長70歳まで保障を継続することができます。

⚠ 注意事項

- ・この保険は、被用者保険の被保険者である場合に限りお申込みいただけます(会社員の配偶者などの被扶養者や国民健康保険加入者はお申込みいただけません)。
- ・就労困難状態に該当して給付金のお支払い対象となった場合も、引き続き保険料のお払込みは必要です。

記載の保障内容は2022年3月22日現在のものです。

このご案内は「アフラックの休職保険」の商品概要を示しています。詳細は「契約概要」などをご確認ください。

お問い合わせ、お申込みは

<募集代理店>（アフラックは代理店制度を採用しています）

<引受保険会社>

Aflac アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル

URL <https://www.aflac.co.jp/>

契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情について
コールセンター **0120-5555-95**

月曜日～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00

※祝日・年末年始を除きます。